

事務連絡  
平成 28 年 8 月 24 日

各 { 都道府県 }  
      { 保健所設置市 } 衛生主管部（局）長 殿  
      { 特別区 }

厚生労働省健康局結核感染症課長

### 麻しんの広域的発生について（情報提供）

日頃から、感染症対策に関しては、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

麻しんについては、平成 27 年 3 月 27 日付けで、世界保健機関西太平洋地域事務局により、日本が麻しんの排除状態（ ）にあると認定されましたが、その後も渡航歴のある患者や、その接触者からの患者の発生も散見されております。麻しん患者が感染性を有する時期に、広範囲の不特定多数の者に接触した場合、広範な地域において麻しん患者が発生し、医療機関を受診する可能性があります。

今般、麻しん患者の届出数が増加していることから、管内の医療機関等に対して、発熱や発しんを呈する患者が受診した際は予防接種歴の確認など麻しんの発生を意識した診療を行うことや、麻しんと診断した場合に都道府県知事等へ速やかに届け出ること、また、麻しんの感染力の強さに鑑みた院内感染対策を実施することについて、周知いただけますようお願いいたします。

なお、同様の内容について、公益社団法人日本医師会宛て連絡しましたので、御承知おき願います。

#### 麻しんの排除の認定基準

適切なサーベイランス制度の下、土着株による麻しんの感染が 3 年間確認されないこと、又は遺伝子型の解析によりそのことが示唆されることを言う。